

市民文化局職員不祥事防止委員会設置要綱

平成24年4月1日

24川市庶第545号

(目的及び設置)

第1条 市民文化局職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、市民文化局職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民文化局長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、パラムーブメント推進担当部長、コミュニティ推進部長、人権・男女共同参画室長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長、市民生活部庶務課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(その他の職員の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。